

議長

おはようございます。定刻に達しましたので開会致します。

ただ今の出席議員数は 31 名でありまして定足数に達しております。

これより平成 17 年第 2 回紀北町議会臨時会を開催致します。

議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますのでご了承ください。

それでは、議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それでは、議会議事日程を朗読させていただきます。

平成 17 年第 2 回紀北町議会臨時会議事日程（第 1 号）

11 月 28 日月曜日午前 9 時 30 分開議

第 1 会議録の署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

第 4 行政報告

第 5 発議第 14 号 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙について

第 6 議案第 11 号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

第 7 議案第 12 号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めるについて

第 8 議案第 13 号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例

第 9 議案第 14 号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一  
部を改正する条例

- 第 10 議案第 15 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第 11 議案第 16 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 12 議案第 17 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第 13 議案第 18 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町村職員退職手当組合規約の変更について

以上でございます。

---

議長

これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第 1

議長

日程第 1 会議録の署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員には、  
3 番 東 清剛君、  
4 番 世古勝彦君、  
のご両名を指名致します。

---

#### 日程第 2

議長

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題と致します。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間と致したいと思いますが、これにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3

議長

次に、日程第3 諸般の報告を致します。

去る11月24日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る事件等について協議がなされました。まず、本臨時会において提案されました発議第14号から議案第18号までの9件となっておりますので、ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により提出案件説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、奥山町長以下関係課長、教育委員長の出席を頂いておりますのでご報告致します。

次に、12月定例会までの会期等の予定についてでございますが、本日、臨時会終了後に議会運営委員会の開催を予定しております。一般質問等について協議をお願いすることになっておりまして、その後、11月30日に全員協議会の開催を予定しております。また、12月定例会のための議会運営委員会については、12月5日に開催の予定であります。ご多忙の折とは存じますが何卒よろしくお願い申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4

議長

次に、日程第4 行政報告については、ないとのことではありますが、奥山町長から就任後初の本議会にあたってのご挨拶の申し出がありましたので、これを許

します。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。私にとりまして初議会となります今臨時会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

この度、去る 11 月 13 日に実施されました紀北町の町長選挙におきまして、町民の皆さま方より力強いご支援とあたたかいご厚情を賜り、新生紀北町の町政の重責を担う榮譽を賜りました奥山始郎でございます。

今、改めてその責任の重さを感じていると同時に町民の方々の福祉の向上は申すまでもなく、合併してよかったと言ってもらえるような町づくりに向けて最大限の努力を致す所存でございます。もとより微力ではございますが、新町の目指すべき将来像であります、自然の鼓動を聞き、みなが集い、創るやすらぎのまちの実現と公約に挙げて参りました融和と協調性の情勢や、安全・安心の町づくり、福祉の充実、産業や教育の振興を図っていく所存でございます。

どうか、議員の皆さまにおかれましても、これまで以上のご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが就任のご挨拶と致します。どうぞよろしくお願いを致します。

議長

これより議事に入ります。

---

## 日程第 5

議長

日程第 5 発議第 14 号 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙についてを議題と致します。

議長からの発議案でございますので、まず、議会事務局長より議案を朗読致させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

発議第 14 号

紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙について

地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、紀北町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を求める。

記

紀北町選挙管理委員会委員	4 名	任期は選挙の日から 4 年間
同 補充員	4 名	任期は選挙の日から 4 年間

平成 17 年 11 月 28 日 提出

紀北町議会議長 川端龍雄

議長

本件につきましては、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議会において選挙を行うものであります。

同法第 97 条の規定による議会が行う選挙については、同法第 118 条の規定に基づき公職選挙法のそれぞれの条項について適用されることとなります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選の方法にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ご

ございませんか。何番。

27番 北村議員。

27番 北村博司議員

指名推選結構なんですけど、今、ちょっとこの名簿を拝見しますと、正直、まったく私、顔もご存じないし、どこにお住まいなのかもわからない方々がいらっしゃる。どうでしょう。簡略にご説明いただけないでしょうか。議長が推選されるんですから、適任の方ばかりだとは思いますが、念のためですね、このうち何人かは全然初めて見るお名前なんで。

議長

誰を。全然、何。全然。

27番 北村博司議員

この内の半分の方は全然私知りません。

議長

明確に名前を言ってください。

27番 北村博司議員

はい。海山区の方、1、2、3、4人の方。どこのどういうお仕事をされてて、職業も何も出てませんので。選挙管理委員の経歴、キャリアですね。これまでの。そういったものを少しお聞かせ頂きたいと思います。

議長

議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それでは、別表に記載されております各委員さんそれぞれの経歴等につきまして説明をさせていただきます。

これは海山区側だけの人じゃなく、全員させてもらったほうがよろしいでしょうか。はい。すみません。下總晃氏、この人につきましては、昭和3年9月10日生まれでございます、紀北町紀伊長島区大原33番地1、無職でございます。経歴につきましては、昭和61年6月3日から平成6年6月2日まで補充員をなさ

れております。それから、選挙管理委員としましては、平成6年6月3日から現在に至っております。赤坂兼治氏につきましては、昭和12年9月17日生まれ、紀北町紀伊長島区東長島181番地12でございまして、自営業を営んでおります。旧紀伊長島町におきまして補充員としましては、平成6年6月3日から平成10年6月2日まで補充員をされております。選挙管理委員につきましては、平成10年6月3日から現在までに至っております。喜多次男氏、昭和11年4月1日生まれでございまして、紀北町海山区相賀719番地でございまして、無職でございます。旧海山町におきましては、選挙管理委員を就任されておまして、平成15年9月29日から現在に至っております。山口剛信氏でございますけど、昭和16年5月17日生まれでございまして、紀北町海山区島勝浦252番地5、無職でございます。旧海山町におきましては、平成7年9月29日から現在まで選挙管理委員を就任されております。

続きまして、補充員につきまして、太田弘美氏でございますけども、昭和18年9月13日生まれ、紀北町紀伊長島区東長島441番地15、無職でございます。旧紀伊長島町におきまして補充員として平成14年6月3日から平成16年4月21日まで補充員を行っております。選挙管理委員につきましては、平成16年4月21日から平成17年10月10日まで選挙管理委員を行ってございました。久保晋作氏、昭和11年1月13日生まれ、紀北町紀伊長島区島原703番地でございまして、農業でございます。旧紀伊長島町におきましては、補充員として平成6年6月3日から平成17年10月10日まで補充員となっております。森本巖氏、昭和22年10月17日生まれ、紀北町海山区引本浦428番地2でございまして、これは神職ということでございます。旧海山町におきましては、昭和62年9月29日から平成3年9月28日まで補充員でございまして、平成3年9月29日から平成17年10月10日まで選挙管理委員となっております。水谷好也氏でございます。昭和10年11月7日生まれでございます。紀北町海山区船津1199番地でございまして、無職でございます。旧海山町におきましては、平成15年9月29日から平成17年10月10日まで選挙管理委員に就任されてございました。

以上でございます。

議長

ほかにご異議ある方ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。それでは、選挙管理委員会委員には別紙名簿のとおり下總晃君、赤坂兼治君、喜多次男君、山口剛信君の以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。したがって、ただ今、指名しました下總晃君、赤坂兼治君、喜多次男君、山口剛信君の以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

当選者が議場にいませんので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、文書をもって告知を行うことと致します。

次に、同補充員についてでございますが、まず、紀伊長島区における補充員については、第1順位 太田弘美君、第2順位 久保晋作君、海山区における補充員については、第1順位 森本巖君、第2順位 水谷好也君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しましたとおり、紀伊長島区においては、第1順位 太田弘美君、第2順位 久保晋作君、海山区においては、第1順位 森本巖君、第2順位 水谷好也君の以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

補充員につきましても当選者が議場にいませんので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、文書でもって告知を行うことに致します。

---

議長

ここで暫時休憩します。その場でお待ちください。

議案及び資料についての訂正箇所がございますので、ここで暫時休憩致します。

( 自 席 で 暫 時 休 憩 )

---

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長

ただ今配付致しました議案及び資料についての訂正箇所に正誤表の件でございますが、議題となる前でありますので、議長の判断により正誤表の配付をさせて頂くことに取り扱いをさせて頂きました。よろしくご了承ください。

それでは、日程第6 議案第11号から日程第13 議案第18号までの8件について、提案者の提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括議題と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の 声 あ り )

議長

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定しました。

それでは、提案者及び担当課長より一括して提案理由の説明並びに内容説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、本議会臨時会に上程致しました案件につきまして、提案の趣旨説明を申し上げます。

議案第 11 号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

本議案につきましては、紀北町発足に伴い教育委員会委員の任命が必要なことから、いずれも教育委員会委員としての識見を有する喜多健氏、小倉肇氏、大西千恵子氏、松永久美恵氏、長井樹氏以上 5 名の方を任命致したく、同意をお願いするものであります。

議案第 12 号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める  
について

本議案につきましても、紀北町発足に伴い固定資産評価審査委員会委員の選任が必要なことから、いずれも固定資産評価審査委員会委員としての識見を有する奥田眞介氏、奥川光毅氏、岡本哲男氏の 3 氏を選任致したく、同意をお願いするものであります。

議案第 13 号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本町職員の給与についても同様に改正したいので、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 14 号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、一般職の職員の給与改定に準じ、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 15 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について

本議案につきましては、平成 18 年 1 月 1 日、津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡安濃町、同郡美里村、一志郡白山町、同郡一志町、同郡香良洲町及び同郡美杉村が合併して津市に、また、多気郡多気町及び同郡勢和村が合併して多気町となることに伴い、平成 17 年 12 月 31 日をもって、久居市以下の合併関係市町村及び当該合併により解散する一部事務組合等を脱退させることについての協議をする必要があることから、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第 16 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

本議案につきましても、平成 18 年 1 月 1 日、合併により新しく津市、多気町が誕生することに伴い、津市においては退職手当組合を組織していた旧 1 市 8 町村及び一部事務組合等の常勤の職員の退職手当の支給に関する事務を、多気町においては常勤の職員の退職手当の支給に関する事務を、それぞれ引き続き共同処理するため、三重県市町村職員退職手当組合に加入すること及び組合同規約を変更することについて協議する必要があることから、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第 17 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について

本議案につきましては、平成 18 年 1 月 10 日、多気郡大台町及び同郡宮川村が合併し大台町に、南牟婁郡紀宝町及び同郡鶉殿村が合併して紀宝町となることに伴い、平成 18 年 1 月 9 日をもって、当組合から 4 町村及び関係一部事務組合を脱退させることについての協議をする必要があることから地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第 18 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

本議案につきましても、平成 18 年 1 月 10 日、多気郡大台町及び同郡宮川村が合併し大台町に、南牟婁郡紀宝町及び同郡鶉殿村が合併して紀宝町となることに

に伴い、三重県市町村職員退職手当組合に引き続き加入すること及びこれに伴う組合規約の変更について協議する必要があるため地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

以上議案8件の提案説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当に説明致させます。何卒、慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、内容説明を求めます。

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

おはようございます。ただ今から、議案の内容説明をさせていただきますが、その前に、誠に申し訳ございませんが議案書に数箇所誤りがございましたので、ご訂正をお願い致します。訂正箇所につきましては、先ほど、お手元に配付させていただきました正誤表のとおりであります。正誤表をご覧ください。ページ28ページ、下から8行目、ページ30ページ、下から12行目、ページ40ページ、下から6行目、ページ42ページ、下から7行目につきましては、提案理由と書くところを提案説明ということで記載誤りがありますので、ご訂正をお願い致します。それから、ページ35ページの新旧対照表であります。新の1行目、見出しの書き出しのところですが、久居市と書くところを久しいの字が抜けておりましたのでご訂正をお願い致します。それから、ページ39ページ、別表2の第4区のところですが、旧のほう伊勢市が抜けておまして、新の方で伊勢市を追加をお願い致します。それから、第6区のところですが、旧のところは第6区 1 1 久居市とありますが、このところについてはすべて棒線が、下線が必要となりますので、下線の追加をお願い致します。

以上であります。今後、このようなことのないように慎重に事務を執行させて頂きます。誠に申し訳ございませんでした。

谷口房夫総務課長

内容説明省略

議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、ただ今より議案の質疑、討論、採決に入ります。

---

## 日程第 6

議長

日程第 6 議案第 11 号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題と致します。

質疑を許します。

27 番 北村議員。

27 番 北村博司議員

提案者にお尋ね致します。どうも提案理由を聞いても内容説明を聞いても、どうも親切心に欠けてますね。これ合併して、まだ1ヵ月、お互いにそれぞれの区の方々の顔がまだ見えていない時期であるにもかかわらず、町長の提案理由が教育に識見を有する方であると言で片付けられているわけです。旧町の教育長であった方については十分承知しておりますし、経歴を見ても学校現場や教育事務所や社会教育面でのご活躍をなされておるで、識見を有する方で十分理解できますが、あの方については、知っている人も知らない人もある。それと統一されていないですね。経歴書。これは資料ですが、経歴書の繰り上げる役職もそうですし、おそらくこれ賞罰もどうも統一されてない。旧町の教育委員会の資料をそのまま並べただけのように私には見えます。その辺の調整が行われたのかどうか。具体的に言えって言えばいいですけども、まず、きちんと経歴調査、賞罰調査をなされたかどうかお尋ね致したいと思います。で、識見のほどを具体的に説明してください。教育についてどのような識見をお持ちなのか。お願い致します。

議長

はい。奥山町長。

奥野教育課長。

27 番 北村博司議員

私は町長と言わなんだかな。提案者にと言ったんですから町長ですよ。町長から任せるのなら、それから任せてください。

議長

奥野教育課長、町長からよろしい、町長はお任せしたから教育課長。

奥野昇眞教育課長

失礼します。経歴につきましては、海山町と紀伊長島町と提案、形式に少し違いがございまして、今回の提案につきましては、海山の例に倣いまして統一させて頂きました。従来、紀伊長島につきましては職歴、主な役職等いつからいつまで至るといふような提出の仕方をさせて頂きましたが、海山につきましては、いつにどういう職に就きましたといふような形で、そういう提案の仕方にしておりますので、そういう意味でそっちの方向に統一させて頂きました。なお、今回の提案させて頂いた方につきましては、それぞれの町で合併前にそれぞれ教育委員をお願いしてみえた方ばかりでございます。そういう意味では識見を有する方という形で理解させて頂いておりますのでよろしくお願い致します。

議長

北村議員。

27 番 北村博司議員

ちょっとこの部分は議長のお考えをお聞きしたいのですけれども。私は提案者、つまり奥山始郎町長の名前で出されているわけで、議案は上程されているのは、奥野教育課長じゃないわけです。だから、提案者が提案理由の説明で識見を有する方々を提案したとおっしゃったんですから、一旦、具体的な内容説明はともかくとして、これは提案者である町長が質疑に一旦答えるべきだと私は基本的に考えますが、如何なんでしょうか。

議長

私の判断で今、課長に答弁させました。

はい、北村議員。

27 番 北村博司議員

本来、議会での説明は町長、提案者が責任を負うべきものであって、あくまでも課長は、これは町長の指名によって代理答弁というか補足を許されている限りだろうと思うのですよ。私はちょっとこれは申し訳ないのですが、逆らうようですが、私は基本的には町長部局については町長、教育委員会とか行政委員会についてはそれぞれの長が本来答えるべき性格のものであって、課長はこれは、要請は町長から出席要請は基本的にはするものじゃないんですか。補佐をするために。いわゆる説明員ですから。答弁責任は町長にあると思います。

議長

責任は答弁にありますけど、答弁は担当課長が、今までの例で、海山でいくと、町長の指名で担当課長がしてある例もありました。

27 番 北村博司議員

町長は指名せなんだですよ。

議長

いや、しました。しました。よろしいですか。

27 番 北村博司議員

いや、またこれは改めて、

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

18 番 近澤チヅル君。

18 番 近澤チヅル議員

5人の新町の教育委員が、任命のことなんですが、任期がですね、それぞれ4年の方、3年の方、2年、1年と違うわけですね。その理由を詳しく説明してください。

議長

奥野教育課長。

奥野昇眞教育課長

お答え致します。地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令によりまして、第 20 条でその定数が 5 人の場合にあっては、2 人は 4 年、1 人は 3 年、それから 1 人は 2 年、1 人は 1 年として各委員の任期を当該市町村の長が定めるといふうに定められております。初めての議会ですので、最初はこういう形になりまして、毎年 1 名ずつ新たに代わっていただくといふうな制度になっておりますのでよろしくご理解頂きたいと思ひます。

議長

ほかに質疑される方はございませぬか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

質疑なしと認めます。

質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

反対討論される方はございませぬか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

賛成討論される方はございませぬか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

以上で討論を打ち切ります。

お諮りします。

本件については、任期を任命の日から 4 年間とし、喜多健君について、同意することに賛成の方は挙手願ひます。

( 挙 手 全 員 )

議長

挙手全員です。

したがって、教育委員会委員に喜多健君を任命の日から 4 年間とし、同意する

ことに決定しました。

次に、任命の日から4年間とし、小倉肇君について、同意することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長

挙手全員です。

したがって、教育委員会委員に小倉肇君を任命の日から4年間とし、同意することに決定しました。

はい、北村議員。

27番 北村博司議員

ちょっとよく分からないのですが、これは事務局に聞いた方がいいのかな。議案が1本なのに、なぜ1件ずつ討論、採決するのですか。これは議案不可分の原則に反するんじゃないですか。私は1本でやるんだとばかり思っていましたけど。

議長

中野事務局長。

中野直文議会事務局長

ただ今の北村議員さんの質問に対してお答えさせていただきます。議案につきましては、確かに1人1議案が原則でございますけど、取り扱いにより1議案について連署でもって議案を提出することもできるとあります。その提出の諮り方についてはあくまでも一人ひとり諮るということでございますので、そのような取り扱いをさせて頂いております。

議長

はい、北村議員。

27番 北村博司議員

ちょっと理解できんね。この議案、例えば1件不同意だった場合に、議案11号としては同意されたんか一部不同意ということになるんですか。ちょっと事務

局長の解釈は私ちょっと理解できんこれ。

議長

議会事務局長。

27 番 北村博司議員

それやったらそれで議運に諮ってください。事前に。

中野直文議会事務局長

お答えします。例えばです、議案第 11 号として普通、喜多健氏の同意がされるのが普通でございます。それから 12 号として小倉肇というふうに次々と 5 人の方の議案になるわけなんですけど、その議案の中でも第 11 号として 5 人の連署でもって議案を提出することができるというふうにあります。その取り扱い、諮り方ですけど、それについては一人ひとり諮らなければならないということでございます。ご理解できますか。

27 番 北村博司議員

いや、議案 11 号は仮にどうなるの。

中野直文議会事務局長

だから、議案 11 号につきまして、それぞれ一人ひとりを諮りまして、その中でもしこの人が適任でないという方については、挙手されないというふうなことでございます。

27 番 北村博司議員

わからんな。こんな例は初めて聞いた。議長、よろしいけれども、そういう今回に限って、大体教育委員というのは一人ずつですから、私はこれ初めての例ですし、昭和 50 年以來ですね。こういうのは事前に議運で徹底して頂きたいと思えます。このあと固定資産評価委員もそういう扱いになるのかどうか、でしょうね。こういうのは事前にね、議運があったわけですから、提出議案についての。ちょっと私は不親切だと思いますが。委員長なんかの意見を私はむしろ聞きたい。

議長

後刻、議運で話題と致します。

ほかに質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

なければ、次に、任命の日から3年間として大西千恵子君について、同意することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長

挙手全員です。

したがって、教育委員会委員に大西千恵子君を任命の日から3年間とし、同意することに決定しました。

次に、任命の日から2年間とし、松永久美恵君について、同意することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長

挙手全員です。したがって、教育委員会委員に松永久美恵君を任命の日から2年間とし、同意することに決定しました。

次に、任命の日から1年間とし、長井樹君について同意することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長

挙手全員です。

したがって、教育委員会委員に長井樹君を任命の日から1年間とし、同意することに決定しました。

---

議長

ここで暫時休憩します。10分間休憩します。

( 午 前 1 0 時 3 5 分 )

---

---

議長

休憩前に引き続き会議を進めます。

(午前 10 時 45 分)

---

日程第 7

議長

次に、日程第 7 議案第 12 号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題と致します。

質疑を許します。

(発言するものなし)

議長

質疑ないと認め質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

(発言するものなし)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(発言するものなし)

議長

以上で討論を打ち切ります。

お諮りします。

奥田眞介君を固定資産評価審査委員に選任を同意することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長

挙手全員です。

したがって、奥田眞介君を固定資産評価審査委員に選任することは、同意する

ことに決定しました。

次に、奥川光毅君を固定資産評価審査委員に選任を同意することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長

挙手全員です。

したがって、奥川光毅君を固定資産評価審査委員に選任することは、同意することに決定しました。

次に、岡本哲男君を固定資産評価審査委員に選任を同意することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長

挙手全員です。

したがって、岡本哲男君を固定資産評価審査委員に選任することは、同意することに決定しました。

---

## 日程第 8

議長

次に、日程第 8 議案第 13 号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題と致します。

質疑を許します。

18 番 近澤チヅル君。

18 番 近澤チヅル議員

先般、全員協議会で詳しく説明されて一人平均 1,600 円減の全体として 40 万円の減ということでしたが、このことについて、労働組合との話し合いは行われているのかどうかお聞きしたいと思います。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

お答え致します。労働組合とはですね、結論からいきますと、まだ協議はしておりません。と言いますのは、公平委員会がですね、紀北町としての、まだ立ち上がっておりませんので、立ち上がり後ですね、紀北町の労働組合の登録をしてですね、そこから話し合いということになりましてですね、今時点におきましては、このところの話し合いはやっておりません。以上であります。職員組合ですね。はい。そういうことです。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

29番 岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

一般職のですね、職員の人勧の内容なんですけども、確か4月に遡及するというふうに説明を受けたと思うのですが、そういうふうに確認してよろしいでしょうか

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

国の方ではですね、遡及適用ということではなくて、遡及適用ということは脱法行為にあたる場合も考えられるということからですね、4月に遡って調整するということと言われておりまして、全員協議会の場でもですね、そのような説明を私の方からさせていただいたとおりであります。以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言するものなし)

議長

質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

29 番 岩見雅夫君。

29 番 岩見雅夫議員

それでは、議案第 13 号、この議案について反対の立場から討論を行います。

本議案は、いわゆる官民格差の是正との名目によりまして、給与と勤勉手当の是正を行おうとするものでありますけれども、先ほど来の議案提案説明でも明らかになりましたように俸給表については各級とも減になっております。そういうところから、俸給等の減がですね、手当の引き上げを上回っておりまして総体としては、給与の減というのがこの議案の内容であります。特にこの基本給にかかわる減については職員の将来にわたっての大きな影響を与えるものでありまして、問題であるというふうに私は考えております。さらに人事院勧告について言いますと、公務員労働者の労働基本権が制限された、そういうことによっていわゆる代替の措置として設けられたものでありますけれども、過去におきましては度々公務員の給与改定を勧告してきたという、そういう歴史的な経過がございます。特に給与の引き上げ勧告におきましては、引き上げ勧告が行われていた時代はですね、財政難を理由にしてしばしば完全実施を渋っておりまして、その都度、人事院勧告の完全実施が求められたというそういう経緯もあると思います。

現在、公務員攻撃、いわゆるそういった形のものが非常に強まっておりまして、本来、労働条件の改善に寄与すべきこの人事院の制度までもがですね、マイナスの思考で行われていくということになりますと、今後、地方公務員の生活保障が脅かされることになると思います。

さらに、大事な点で指摘をしておきたいのがですね、先ほどの質疑の中でも、総務課長から答弁がございましたが、この労働条件、あるいはこの是正にあたってはですね、不利益遡及という原則があります。いわゆる、不利益行為をですね、遡ってやることはできないという、そういう民主的な原則があるんです。今回の

措置は4月に遡って調整をするというふうに言われましたけれども、実質はですね、不利益行為が遡っておるというふうに言ってもですね、差し支えないものでありまして、この措置はですね、この不利益遡及の原則のですね、趣旨に反するものだと考えます。公務員給与の削減が行われていきますと、いわゆる民間への影響におきましても、今後、賃金の切り下げの競争にですね、拍車をかける、こういうことになりますし、地域経済を冷え込ませるということにもなりかねないものであります。以上、いくつかの点について指摘を致しましたけれども、このような点からですね、本議案については反対を致したいと思います。以上で反対討論を終わります。

議長

賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

反対討論される方はございませんか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

以上で討論を打ち切ります。

お諮りします。

日程第8 議案第13号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 多 数 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第 9

議長

次に、日程第 9 議案第 14 号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題と致します。

質疑を許します。

24 番 中津畑議員。

24 番 中津畑正量議員

質疑を致します。2点についてお伺いを致しますが、1つは人勧に対するですね考え方なんですが、これとちょっと離れておるようにも思うのですが、現業職のね、今の紀北町における各課の構成員というものをきちっと教えて頂きたい。ちょっと議案とは外れるかもわかりません。しかし、その関連というのは、2つ目には改正という呼び方でされておりますけれども、現業職の職に就くのは非常に幅広い各課に渡っておりますので、その言うたら1年間のこの減額によってですね、どれほどの言うたら予算的な措置がですね、余ってくるのでしょうか、節約という言葉は適切じゃないかもわかりませんが、その総額というのはどれくらいになるのか教えて頂きたい。そのように思いまして、現業職でもいろいろな方がおりますのでですね、各課の構成員を是非、表にまとめてでも結構ですから教えて頂きたい。そのように思います。その2点だけ。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

お答えを致します。まず、本所、支所ごとにですね、各課別に回答させていただきます。まず総務課につきましては、現業職が1名であります。あとはですね、福祉保健課に1名、合計本所については現業職2名であります。海山総合支所におきましては、庶務課現業職1名、住民課1名、環境管理課10名、産業振興課3名、水道課2名、教育委員会教育課2名であります。合計19名でございます。続きまして、紀伊長島総合支所におきましては、環境管理課13名、建設課2名、水道課

2名、教育委員会教育課1名、老人ホーム赤羽寮18名、合計36名であります。合計現業職はですね、トータル57名でございます。金額であります、この人勧によります影響額はこの間の全協でお答えしたように259名、現業職、一般職おりまして、そのうち育休で2人、広域連合へ3人派遣しておりまして、254名で算出したところですね、40万7,680円、1人あたり1,605円減額になるということで、これの現業職と一般職には分解しておりません。そこの分についてはお答えできませんが、ご理解を願いたいと思います。以上であります。

議長

中津畑議員。

24番 中津畑正量議員

人数的にはわかりました。ただ1つ、先ほどの40万7,680円という、1人当たりの1,605円の減額というのはですね、一般職と現業職との関係ではわからないということなんです、これはわかるはずですね。きちっとわかっているはずなんです、それはわからないとおかしいんであってですね、現業職は、だから果たして民間と比べてもですね、果たして給与的には良い条件なのか、悪い条件なのかと判断する指標というか金額的にはわからないということについては、我々議員としてもですね、果たしてどうなのかという判断ができなくなってしまうので、是非、きちっと教えてほしい。そのように思います。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

舌足らずで申し訳ありません。わからないと言いましたのは、分化した資料をですね、お手元に持っておりませんので、今、少しご容赦願いたいということで、できたら後ほどですね、分化したものをご提出したいと思います。以上です。

議長

ほかに質疑される方ございませんか。

(発言するものなし)

議長

質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

以上で討論を打ち切ります。

お諮りします。

日程第9 議案第14号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 多 数 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第10

議長

次に、日程第10 議案第15号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題と致します。

質疑を許します。

( 発 言 す る も の な し )

議長

以上で質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

以上で討論を打ち切ります。

お諮りします。

日程第 10 議案第 15 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第 11

議長

次に、日程第 11 議案第 16 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題と致します。

質疑を許します。

9 番 山中議員。

9 番 山中剛司議員

三重県市町村職員退職手当組合の議題についてはですね、日程 10 から 13 まで、今日、上程されているわけですが、それぞれに関係がある件ですけれども、この

日程 11 の中でですね、質疑するのが一番適当だと思ってこの部分で質疑するわけでございますけれども、まず、提案理由においてですね、津市においては退職手当組合を組織していた旧 1 市 8 町村及び一部事務組合等の常勤の職員の退職手当の支給に関する事務を多気町においては合併後も常勤の職員の退職手当の支給に関する事務をそれぞれ引き続き共同処理するためと提案理由はなっているわけですね。さらにこれに関連しましてですね、ページ 34 ページ、当組合規約の一部を改正する規約新旧対照表でございますけれども、まず、附則の第 2 項ですね、多度町または長島町の常勤の職員であった者の退職手当の支給に関する事務に限るものとする、いわゆる桑名市については当面見送りということですね、これは。それから第 2 項は失礼、第 2 項は桑名市ですね。それからいわゆる合併する多度町、もしくは長島町の常勤の職員については、この規約改正で扱うけれども、桑名市についてはですね、これは当分の間見送りということですね。それから第 3 項、これ伊勢市の場合ですけれども、伊勢市も二見町、小俣町、御園村の常勤の職員については、この規約改正で扱いをするけれども、伊勢市のいわゆるマンモス職員についてはですね、これは見送るとということですね。それから第 4 項、これは津市の場合ですけれども、津市の場合もですね、従来、この退職手当組合に入っておった久居市、河芸町、芸濃町、安濃町、美里村、白山町、一志町、香良洲町、美杉村、これについてはですね、規約の改正を適用するけれども、津市のマンモスのですね、職員についてはですね、当分見送ると。ここからが具体的な質疑なんですけれども、なぜですね、これは 2 本立てのこういう規約改正が行われるのかということですね。これ私は法文しましたところによりますと、財政上の問題ということが聞かれるわけですけれども、例えば、津市なんかの大きな市の職員をですね、退職手当組合へ入れる場合ですね、分担金をどうするかという問題がおそらく、私、決まっていないからこういう扱いになったと思うのですよね。そこらの見通しがどうなのか。どういう議論が行われておるのか。そこらについてですね、理事者のほうからご答弁を求めたいと思います。

それと、やっぱりこの退職手当組合ですね、そういうマンモスの市の職員を無

原則に加入をさせるということになりますと、これは当然、財政上の問題が出てくるわけですね。そこらの扱いがどうなっているのか。どういう議論がなされておるのか。聞くところによりますと、10年間のですね、大きな市については、10年間の分割払いで分担金を負担してもらおうというような議論もあったと聞いたわけですが、もし、そういうことであれば、10年の分担金の支払いの間には、いわゆる退職者がかなり数が出てですね、支払い義務が出てくるという場合も考えられるわけですね。そこらですね、今、県の退職手当組合の中でですね、どう議論されて、現状をどこに問題があるのか。それから、いわゆるこういう形で運用されていった時にですね、財政上の問題がないのかどうなのか。そこらについて具体的にお尋ねしたいと思います。以上です。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

お答えを致します。

9番 山中剛司議員

ちょっと先に理事者から。参加していないでしょう。

谷口房夫総務課長

わかりました。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員ご指摘のですね、退職手当組合の今後の運営には大変重要な意味があると思います。合併によって県下14市15町となった現在ですね、退職手当組合の今後の財政運営は非常に厳しいというふうに承っております。そのことについて、私は直接参加して議論したわけではないけれども、今後ですね、財政の破綻がきたさないような知恵と協議がなされるものと拝察しております。詳しい状況については、担当課長に説明をしていただきます。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

退手組合のほうからですね、議案等について聞き取りをさせていただきました。そのことにつきましてはですね、ご指摘のことにつきましては、それぞれの町、例えば、桑名市、伊勢市、それから今回の津市の旧のそれぞれの大きな市のですね、職員については今までどおりですね、退手組合に入らず自前でですねいくと。それで加入しておりました市町村ですね、ただ、久居市だけは、久居市は以前は町村でしたので、市に昇格しましてですね、そのまま退手組合に入っておられて現在も入っておるということで、他の町村におきましてもですね、合併したとしても当分の間は置くということがですね、合併協議会等の一部事務組合の扱いの中でですね、決定されておられて、議会においても承認されてですね、そのような扱いになっておるということで、きているということ。それで退手組合の今のですね現状なんです、確かにご指摘のようにですね、非常に職員数も減ってくる、退手組合に加入するところもですね、今後どうなるのかというところは非常に不透明なところがありまして、合併前はですね、13市56町村、69市町村でありましたが、17年の11月1日現在、ごめんなさい。先ほどの人数なんです、合併前で約9,500人加入者ですね。13市56町村、69市町村のうち退手組合に加入しておりましたのが、1市56町村、39一部事務組合、8広域連合、合計の104団体、職員にしてですね9,500人がですね、加入しておったと。それが17年の11月1日現在で5市26町村、33一部事務組合、6広域連合の、合計ですね、70団体の職員が今回新たに加入されるということ。人数については7,650人ということになります。また、さらにですね、今後ですね、先ほど言いました旧の大きな市の職員をどうするかと、どうなるのかということもありまして、それから退職者も出てきますので、今加入している職員ですね。減る傾向にあるということからですね、財政的な対応をするためにですね、今現在ですね、各団体の負担率なんです、1000分の145を負担しておるのですが、来年の4月からです

ね、1000 分の 165 に引き上げるということで、当分の間、これで試算しますと、大体平成 29 年度くらいまではもつんではないかと。それから職員数もですね、減等も動向がありますが、それくらいまではいくんではないかと。その間にもですね、職員数の増減によってはひょっとしたらこの負担率もですね、さらに変えることも必要になるかもわかりませんが、今のところですね、18 年から引き上げるということで、これはすでに決定されておると。役員会でですね。ということです。以上です。

議長

山中議員。

9 番 山中剛司議員

まず、町長のほうからですね、私は運営に参加したことはないけれども、非常に財政的に厳しいことは認識しておる。こういうご答弁でございますけれども、それはそれでよしとしたいと思います。それから、総務課長のほうからですね、大きい市については自前ということなんですけれども、当面これ自前というんですよ。当面は。といいますのはですね、34 ページ、これはあなたのご提案の提案説明された部分ですけれども、附則のですね、2 項、3 項、4 項、桑名も当分の間、伊勢も当分の間、津市も当分の間なんですよ。当分の間自前でいくということはですね、将来的にはやっぱ移行していくという考え方がこの中にあると解釈しなきゃいけないわけですよ。

それともう 1 つですね。この問題をこの場でギスギス質疑していてもしょうがないと思うのですけれども、38 ページ、これ規約の新旧対照表ですね。別表第 2 北牟婁、南牟婁管内の組合町村はですね、市町村長選出議員が 2 名、市町村議会選出議員が 2 名、表が出ておるわけですけれども。必ずですね、紀北町にも割り当てがくると思うのですよね。そこらで今私がした質疑の部分ですね。財政的な部分、特に財政的な危険が総務課長言われたようにですね、100 分の 170 いくつですか、これ確か 3 年くらい前にも県の方でも議決されていると思うのですけれども、ここらですね、十分にごチェックもお願いしてですね、私の質疑はこれ

で終わりたいと思います。以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

( 発 言 する も の な し )

議長

質疑なしと認めて討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

( 発 言 する も の な し )

議長

賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 する も の な し )

議長

以上で討論を打ち切ります。

お諮りします。

日程第 11 議案第 16 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町村職員退職手当組合同約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第 12

議長

次に、日程第 12 議案第 17 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題と致します。

質疑を許します。

( 発 言 す る も の な し )

議長

質疑なしと認めて質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

以上で討論を打ち切ります。

お諮りします。

日程第 12 議案第 17 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第 13

議長

次に、日程第 13 議案第 18 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題と致します。

質疑を許します。

( 発 言 す る も の な し )

議長

質疑もないようなので打ち切ります。

討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 す る も の な し )

議長

以上で討論を打ち切ります。

お諮りします。

日程第 13 議案第 18 号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町村職員退職手当組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

議長

以上で、本臨時会に付された事件はすべて終了しました。

会議を閉じます。

それでは、これにて平成 17 年第 2 回紀北町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さんでした。

( 午 前 1 1 時 1 7 分 )

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 17 年 12 月 26 日

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 東 清剛

紀北町議会議員 世古勝彦